

(案)

請 書

- 1 契約件名 監視カメラ設置作業（香川運輸支局）
- 2 履行場所 香川県高松市鬼無町字佐藤 20-1 香川運輸支局
- 3 履行期間 自 令和 年 月 日 至 令和 8 年 3 月 6 日
- 4 請負代金額 ￥ —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ —)

上記契約について、次の各項を承諾の上お請けします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

支出負担行為担当官

四国運輸局長 田村 顕洋 殿

契約条件

- 1 受注者は、仕様書等に記載の作業を頭書に記載の履行期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を受注者に支払うものとする。
- 2 作業を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、受注者がその賠償額を負担する。
- 3 成果物の引渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより、受注者が既に作業を完了した部分に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知してその調査確認を受けるものとし、その結果損害の状況が確認されたときは、履行期間の延長を発注者に請求することができるとともに、受注者の損害による費用の負担を発注者に請求することができる。なお、その賠償額は発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。
- 4 受注者は、作業を完了したときは、その旨を発注者に通知し、発注者が通知を受けた日から 10 日以内に実施する、作業の完了を確認するための検査を受けなければならない。なお、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、前項の検査に合格したときは、発注者に遅滞なく成果物を引渡し、請負代金の支払いを請求することができる。
- 6 発注者は、請求を受けた日から 30 日以内に請負代金を支払うものとし、請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数においては、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- 7 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者によるこの契約の全部又は一部の解除を承諾す

(案)

る。

- 一 この契約の成果物を完了させることができないことが明らかであるとき、または発注者が履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 二 正当な理由なく受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- 三 この契約の履行に関し、受注者、受注者の使用人又は代理人が不正又は不誠実な行為をしたと認められるとき
- 四 前三号に掲げる場合のほか、この請書の各項の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

8 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

- 一 履行期間内に作業を完了することができないとき。
- 二 成果物に契約不適合があるとき。
- 三 受注者の責めに帰すべき事由により、成果物の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

なお、第一号に該当する場合の損害賠償額は、請負代金額から部分引き渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

9 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額（一部解除の場合は解除部分に相当する代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 受注者の責に帰すべき事由により、成果物の完了前にこの契約が解除されたとき。
- 二 成果物の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

10 受注者は、発注者の責めに帰する事由によりこの契約が解除されたとき、債務の履行が不能となったときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

11 受注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日から1年以内に、契約不適合を理由とした通知を発注者から受けた場合は、民法の定めるところにより、契約不適合の責任を負う。

12 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とが相殺されることを了承し、相殺によってもなお不足があるときは遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払う。

13 この契約において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者は不服がある場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。